

論点に対する回答

省 庁 名	内閣官房 IT 総合戦略室
論 点	<p>以下の論点について、下記回答欄にご回答ください。</p> <p>データ駆動型社会と言われ、あらゆる社会活動でデータ活用がされる中で、社会の基盤としてデータが注目されている。データの活用により人々の暮らしは豊かになり事業活動が円滑になること等が期待されている。</p> <p><論点></p> <p>ベース・レジストリ・ロードマップにおいて、ベース・レジストリを2021年3月末までに指定を行うとされているところ、ベース・レジストリとして選定を予定しているベース・レジストリを具体的にお示しいただきたい。さらに、不動産登記簿は令和3年3月10日時点ではベース・レジストリとして選定されていないと思われるところ、土地に係るデータの整備に当たっては、基盤となるデータとして不動産登記簿の情報と照合するニーズが特に高いことを踏まえ、ベース・レジストリの指定を先行的に行うことが妥当ではないか。</p> <p>(参考) ベース・レジストリ・ロードマップ (2020年12月)</p> <p>3 アクション</p> <p>3.1 データ整備</p> <p><u>選定基準に基づき、重点整備対象の情報のデータホルダーの関係府省では、対象データについて課題整理と整備等の方向性の検討を2021年6月末までに行う。</u>また、IT 総合戦略室はベース・レジストリを2021年3月末までに指定を行うとともに、取組状況等を半年ごとに公開していく。さらに、住所や法人(事業所等)情報は大きなニーズがあることから先行プロジェクトを計画し2021年度中の運用を目指していく。</p>

【回 答】

・昨年末のデジタル・ガバメント閣僚会議にて決定致した「データ戦略タスクフォース第一次とりまとめ」において、社会の基盤となるベース・レジストリを2021年3月までに指定するとしている。

指定においては、社会的インパクトが大きいところから段階的に行っていくことが重要であり、社会的ニーズ、経済効果、即効性などの観点に基づき、現在指定に向けた調整をしているところ。